

令和2年4月21日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電子レンジに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ストーブ（開放式）1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電子レンジ1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち接続ケーブル（太陽光発電システム用）1件、
太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）1件、
電気ストーブ1件） | 3件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

小泉成器株式会社が入力した電子レンジについて（管理番号：A202000051）

①事故事象について

小泉成器株式会社（法人番号：3120001079011）が入力した電子レンジを使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品を使用する際に、扉を開閉し、電源の入切が繰り返されることで、ドアの開閉を検知するスイッチが接触不良となり、スパークが発生し、トラッキング現象（絶縁破壊による短絡）が起こり、出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2007年（平成19年）9月12日にウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告を行い、また2008年（平成20年）3月以降、複数回にわたりテレビCM放送を実施し、さらに、販売店を通じた利用者へのダイレクトメールの送付や店頭告知により、対象製品について無償改修（スイッチの交換）を実施しています。

③対象製品：機種・型式、製造期間、対象台数

機種・型式	製造期間	対象台数
KRD-0105	1997年1月－6月期 ～	18,978
	1999年7月－12月期	
KRD-0106	1997年1月－6月期 ～	61,094
	2000年7月－12月期	
合計		80,072

2007年（平成19年）9月12日からリコール（無償改修）を実施
改修率：6.5%（2020年3月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	1	火災	2014年度	2	火災
2019年度	0	—	2013年度	3	火災
2018年度	0	—	2012年度	2	火災
2017年度	1	火災	2011年度	3	火災
2016年度	3	火災	2010年度	2	火災
2015年度	2	火災			

※当該事故（管理番号：A202000051）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

(KRD-0105の場合)



(KRD-0106の場合)



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

小泉成器株式会社

電話番号：0120(551)494

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・年末年始・夏季休業日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.koizumiseiki.co.jp/support/important/post.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、豊田

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202000049	令和2年3月22日	令和2年4月17日	石油ストーブ(開放式)	R-265	株式会社トヨミ	火災	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から25年以上経過した製品 令和2年4月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年4月7日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202000051	令和2年4月8日	令和2年4月17日	電子レンジ	KRD-0106	小泉成器株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品を使用する際に、扉を開閉し、電源の入切が繰り返されることで、ドアの開閉を検知するスイッチが接触不良となり、スパークが発生し、トラッキング現象(絶縁破壊による短絡)が起り、出火に至ったものと考えられる。	東京都	平成19年9月12日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:6.5%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000048	令和2年3月17日	令和2年4月16日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年4月9日
A202000050	令和2年4月5日	令和2年4月17日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	
A202000052	令和2年1月5日	令和2年4月17日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和2年3月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年4月14日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし